

議案第21号

朝来市専用水道事業給水条例を廃止する等の条例制定について
朝来市専用水道事業給水条例を廃止する等の条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市専用水道事業を廃止し、朝来市水道事業に統合することに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市専用水道事業給水条例を廃止する等の条例

(朝来市専用水道事業給水条例の廃止)

第1条 朝来市専用水道事業給水条例(平成17年朝来市条例第223号)は、廃止する。

(朝来市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 朝来市公営企業の設置等に関する条例(平成17年朝来市条例第217号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「29,500人」を「29,700人」に改め、同項第3号中「1万6,940立方メートル」を「1万6,900立方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(朝来市専用水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による廃止前の朝来市専用水道事業給水条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、朝来市水道事業給水条例(平成17年朝来市条例第219号)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 廃止前の条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった水道使用料に係る取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 21 号資料

朝来市専用水道事業給水条例を廃止する等の条例新旧対照表

第 2 条関係 朝来市公営企業の設置等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 案
<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 水道事業の給水区域及び給水人口並びに 1 日最大給水量は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口は、<u>29,500 人</u>とする。</p> <p>(3) 1 日最大給水量は、<u>1 万 6,940 立方メートル</u>とする。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 水道事業の給水区域及び給水人口並びに 1 日最大給水量は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口は、<u>29,700 人</u>とする。</p> <p>(3) 1 日最大給水量は、<u>1 万 6,900 立方メートル</u>とする。</p> <p>3、4 (略)</p>